資料6

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正（案）のポイント

Ⅰ　改正の趣旨

地域保健法において、厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策に関する基本的な指針（「基本指針」）を定めなければならないとされている。

今般、平成 22 年 7 月に設置された「地域保健対策検討会」において、地域保健対策を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の地域保健対策のあり方に関する検討がなされ、本年 3 月 27 日に「地域保健対策検討会報告書」がとりまとめられたことを等踏まえ、基本指針の所要の見直しを行うものである。

Ⅱ　基本指針の性格

この基本指針は、母子保健、健康増進、感染症、食品衛生等の個別法による地域保健対策の全体像を捕らえて、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき基本的方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的として定められているものである。

Ⅲ　基本指針の主な改正の内容（基本方針に追加する内容）

1　ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

○地域保健対策の推進に当たっては、地域のソーシャルキャピタル（地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会資本等をいう）を活用し、住民による共助への支援を通じて、多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供する必要があること。

○都道府県、市町村は、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努め、学校、企業といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用を図る必要があること。

○市町村は、ソーシャルキャピタルを活用し、地域のＮＰＯ等の民間組織などの参画も得て、地域の健康課題の共有化と一体的な取組を推進することが望ましい。

○国は、健康なまちづくりの全国的な推進のため、健康づくりの取組みにおいてソーシャルキャピタルの核となる人材の育成支援に努めること。

2　地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

○市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が等しく健康づくりに勤しむことができる環境を整備することが求められること。

○保健所は、広域的な技術拠点として、地域の健康課題を把握し、生涯を通じて保健・医療・福祉サービスが提供されるよう市町村や関係機関の重層的な連携体制を構築する。

3　医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

○市町村は、保健、介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、急性期、回復期、維持期における医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

○医療連携体制構築のため、保健所が地域医師会と連携・協力し、調整機能を発揮すること。

○保健所は、管内の健康課題等の把握、評価、分析及び公表を行い、市町村との圏域全体の情報共有化を進めるとともに介護・福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たすこと。

4　地域における健康危機管理体制の確保

○都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、自治体や国と連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。

○国、都道府県、保健所及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動

ができるよう、リスクコミュニケーションの実施などに努めること。

○大規模災害の発生に備えて、都道府県及び市町村は、地方自治体間で保健活動や情報収集・提供の連携体制を構築し、国は、人材の育成の支援や迅速に保健師等の派遣のあっせん・調整を行う仕組みを構築すること。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県、市町村は行動計画を速やかに策定すること。

５　学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校や地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会等の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。また、地域保健の保健計画の策定に当たっては、学校保健及び産業保健との連携を図り、共通の目標と行動計画を立てること。

６　科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。

７　保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化し、地域ニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

８　地方衛生研究所の機能強化

都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

９　快適で安心できる生活環境の確保

○都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等により保健所の機能強化に努めるほか、食品の安全性等のリスクコミュニケーションを進める必要があること。

○都道府県、政令市及び特別区は、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。

○都道府県、政令市及び特別区は、地方自治体間で生活衛生関係営業の監視指導状況に大きな格差が生じていることを踏まえ、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

○都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、食中毒調査支援システム等を活用するとともに、必要に応じて実地疫学専門家などの支援も得ること。

10　国民の健康増進及びがん対策等の推進

○健康づくりの推進に当たっては、医療機関等、学校、保険者等、産業保健関係機関に加え、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するＮＰＯ等との連携及び協力を強化すること。

○地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

11　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。